契約書様式（第３条第１項第１号関係）

国頭村震災被害農家経営支援資金利子助成契約書

　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対し国頭村震災被害農家経営支援資金利子助成金（以下「補助金」という。）を交付することについて、次のとおり国頭村震災被害農家経営支援資金利子助成契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　甲は、乙が借り受けた次の資金に対し、国頭村震災被害農家経営支援資金利子補給金等補助金交付要綱（平成　年　月　日国頭村告示第　号。以下、「要綱」という。）及び本契約の定めるところにより補助金を交付する。

　(1) 資金名　　　　　　　資金

　(2) 貸付実行日　平成　年　月　日

　(3) 交付決定日　平成　年　月　日　　　第　号

第２条　補助金の交付対象期間は、平成　年　月　日から平成　年　月　日の　間とする。

第３条　乙が毎年１月１日から12月31日（補助金交付の最初の年度については、「資金貸付実行日から資金貸付実行日の翌年の12月31日」と読み替えるものとする。）までに第１条に定める資金の約定利息（延滞利息を除く。）を支払った場合、甲は約定利息の10割に相当する補助金を交付するものとする。

第４条　前条に定める補助金は、　年間で　　　　円を限度として交付する。

　（内訳）

年度　　　　　円

年度　　　　　円

年度　　　　　円

年度　　　　　円

年度　　　　　円

第５条　乙は、補助金の交付を請求するときは、沖縄県農業協同組に補助金交付に関する手続きを委任する。

２　沖縄県農業協同組合は、毎年　月　日までに交付申請書兼実績報告書（要綱第５号様式、以下「申請書兼報告書」という。）を申請するものとする。

第６条　甲は、前条の申請書兼報告書等を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

第７条　乙は、補助金の交付対象となる期間内において、第１条に定める資金の契約内容等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第８条　甲は、乙が第１条に定める資金を目的以外に使用した場合、又は乙が農業経営を中止した場合は、乙に対する補助金の交付を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が要綱又は本契約の条項に違反したときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第９条　甲は、必要があると認めたときは、乙に対して必要な報告を求めることができる。

第10条　本契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第11条　本契約に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第12条　この契約書は、２通作成し、甲及び乙において各１通を保有するものとする。

　　　　　平成　年　月　日

甲　　住　所：

　　　名　称：

乙　　住　所：

　　　名　称：